

ミャンマーにおける会社設立後の要件の厳格化

2023年4月

One Asia Lawyers ミャンマー事務所

代表弁護士（日本法）：佐野 和樹

1 はじめに

2023年4月1日、Directorate of Investment and Company Administration（投資企業管理局、以下「DICA」という）は、通知を交付し、ミャンマーでの新会社設立後、新会社が行わなければならない要件を追加しています（以下「本通知」という）。



2 会社設立後の要件

本通知では、DICA は新会社に対し、新会社の設立後、以下の項目を満たすように要求しています。

- ・初回の年次報告提出までに「資本金が入金された銀行口座情報」を提出すること
- ・初回の年次報告提出までに「居住取締役がミャンマーに居住していることを証明する書類」を提出すること
- ・初回の年次報告提出までに「登記された会社住所が事業に使用されていることを証明する書類」を提出すること

年次報告は、設立から2ヶ月以内、その後は年1回、所定の書式により、会社に関する事項の報告書を登記官に届け出る必要があります。なお、年次報告を怠った場合は、会社登記が抹消される可能性があります。

そのため、会社設立から2ヶ月以内に上記の銀行口座情報および居住証明書、会社登記住所に関する書類を準備する必要があると解されます。

「居住取締役がミャンマーに居住していることを証明する書類」については、ミャンマー人の場合は NRC コピーおよび居住する地域の警察署から発行された在宅証明書、外国人の場合は Form C が具体例として記載されています。

また、「登記された会社住所が事業に使用されていることを証明する書類」につき、会社住所がある地域の警察署から発行された証明書が必要と記載されています。

3 今後の動向

「居住取締役がミャンマーに居住していることを証明する書類」および「登記された会社住所が事業に使用されていることを証明する書類」につき、具体的に警察署からどのような手続

・書類が発行されているかは明確ではないため、今後の実務の取り扱いに注意が必要となります。

なお、会社設立後、居住取締役は常駐の機関となります。本通知は、初回の年次報告に関する通知となりますが、将来的に年1回の年次報告にも「居住取締役がミャンマーに居住していることを証明する書類」および「登記された会社住所が事業に使用されていることを証明する書類」の提出が要求される可能性があるため、この点についても今後の動向に注意が必要となります。

以上



〈注記〉本資料に関し、以下の点ご了承ください。

- ・本資料は2023年4月12日時点の情報に基づき作成しています。
- ・今後の政府発表や解釈の明確化、実務上の運用の変更に伴い、本資料は変更となる可能性があります。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても弊所は責任を負いません。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Groupは、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

〈著者〉



佐野 和樹

One Asia Lawyers パートナー弁護士（日本法）
ミャンマー・マレーシア統括

2013年よりタイで、主に進出支援・登記申請代行・リーガルサポート等を行う M&A Advisory Co., Ltd. で3年間勤務。2016年より One Asia Lawyers 設立時に参画し、ミャンマー事務所・マレーシア事務所にて執務を行う。2019年にミャンマー人と結婚し、現在はミャンマーに居住している。ミャンマー・マレーシア統括責任者として、アジア法務全般のアドバイスを提供している。

kazuki.sano@oneasia.legal